

# 令和5年度

## 償却資産(固定資産税)申告の手引

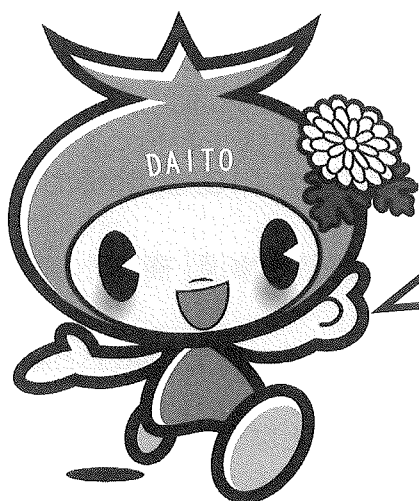
### 大東市

市税につきましては、平素からご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

法人や個人で事業を営む方が、その事業のために構築物・機械・器具・備品等(これらを償却資産といいます)をお持ちの場合には、土地や家屋を所有する方と同じように固定資産税が課されることになっています。

償却資産については地方税法の規定により申告制度がとられており、償却資産の所在する市町村ごとに、毎年1月1日現在所有する資産を申告していただくことになっています。

つきましては、この「申告の手引」を参考に申告書等をご提出くださいますようお願いいたします。



大東市マスコットキャラクター  
「ダイトン」

償却資産の申告書の提出期限は  
令和5年1月31日(火)ですが、  
期限間近になりますと窓口が混雑しますので  
なるべく1月16日(月)までに  
ご提出くださいますよう  
ご協力をお願いします。

郵送で申告書を提出される場合は、「あて名ラベル」として  
切り取って封筒に貼付し、ご利用下さい。

◎申告書の提出先・お問い合わせ先

T E L (072)872-2181(内線 2269～2271)

ダイヤルイン (072)870-0420

〒574-8555

大阪府大東市谷川1丁目1番1号

大東市総務部課税課資産税グループ  
償却資産担当 行

## 1 申告していただく方

1月1日現在、大東市内に所在する償却資産を所有している法人または個人(大東市内の事業所等に償却資産を貸付けている資産の所有者も含まれます)です。

## 2 申告する資産と提出書類

区 分	申告する資産	提出書類
前年度までに申告された方	<p>○令和4年1月2日から令和5年1月1日までの増加資産(令和4年1月1日以前に取得した申告もれ等の資産を含む。)及び減少資産を申告してください。</p> <p>○資産の増加減少がなかった場合でも償却資産申告書に各項目を記入の上、提出してください。</p> <p>この場合には種類別明細書(増加資産・全資産用/減少資産用)は不要です。</p>	<p>○償却資産申告書</p> <p>○種類別明細書 (増加資産・全資産用)</p> <p>○種類別明細書 (減少資産用)</p>
新たに申告される方	<p>○令和5年1月1日現在の全資産を申告してください。</p>	<p>○償却資産申告書</p> <p>○種類別明細書 (増加資産・全資産用)</p>

### ◎企業電算処理方式により申告される方

令和5年1月1日現在に所有している資産を全部申告してください。

- ※ 独自様式で申告される場合には、申告者確認のため、本市から送付している償却資産申告書右上に記載の「所有者コード」及び個人番号または法人番号をご記入ください。または、本市から送付している償却資産申告書を同封していただくだけでも結構です。
- ※ 該当する資産を所有されていない場合も、償却資産申告書の「19. 該当資産なし」に○印を記載の上、必ず申告書を提出してください。
- ※ 休業・閉鎖・解散・廃業等の場合は償却資産申告書の「20. 異動事項」欄にその旨を記載し、必ず申告してください。
- ※ 申告書を郵送される方で、控用に受付印を必要とされる方は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。
- ※ 前年度の申告の結果、前年度課税標準額が150万円未満となった場合、当該年度に資産の増減がなければ簡易申告(「はがき」による申告)が可能となります。前年度課税標準額が150万円未満の方につきましては、申告書の送付を省略して、簡易申告のご案内を送付いたします。



★申告書がダウンロードできます。

大東市ホームページ (<http://www.city.daito.lg.jp/>)>

申告書ダウンロード>税金>固定資産税・都市計画税

★電子申告「eLTAX」(P7参照)もご利用いただけます。

### 3 申告書の提出期限

申告書の提出期限は令和5年1月31日(火)ですが、期限間近になりますと窓口が混雑しますので、なるべく1月16日(月)までにご提出くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

### 4 償却資産の範囲

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形減価償却資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上減価償却の対象となる資産をいいます。ただし、自動車税・軽自動車税の対象となる車両は、課税の対象とはなりません。

主なものを例示しますと次のとおりです。

資産の種類	主な償却資産の例示
構 築 物	門・塀・緑化施設等の外構工事、舗装路面、煙突、庭園、看板、(広告塔等)等
機 械 及 び 装 置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)等
車 両 及 び 運 搬 具	フォークリフト等の大型特殊自動車等 ただし、自動車税・軽自動車税の課税対象となるものを除く。
工 具、器 具 及 び 備 品	パソコン、金型、諸工具、事務用備品(机、椅子、ロッカー、金庫、応接セット、複写機等)、陳列ケース、理容及び美容機器、医療機器、エアコン、看板(ネオンサイン)等

◎償却資産の範囲については次の点に注意してください。

①取得価額が10万円未満の償却資産で、当該資産の取得に要した経費の全部が所得税法または法人税法の規定による所得の計算上、一時に損金(必要な経費)に算入されたものは申告の対象になりません。また、取得価額が20万円未満の償却資産で、事業年度ごとに一括して3年間で償却を行ったものについても申告の対象になりません。

租税特別措置法を適用して損金算入した資産については、申告の対象になります。

②まだ減価償却を開始していない資産または遊休及び未稼働資産であっても、令和5年1月1日現在事業の用に供し得る状態にある償却資産は、申告の対象になります。

③耐用年数を経過した資産や法定の減価償却の終わった資産であっても、現に事業の用に供し得る資産は申告の対象になります。

④簿外資産も事業の用に供することができるものについては、申告の対象となります。

⑤建設仮勘定で経理されているものであっても、その一部が令和5年1月1日までに完成し事業の用に供することができる場合は、申告の対象になります。

⑥改良費については、新たな資産の取得とみなしますので、申告の対象になります。(本体と区別して記載してください。)

## 業種別の主な償却資産

各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切り、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、複写機、レジスター、金庫、その他
小 売 業	ショーウィンドー、陳列ケース、自動販売機、簡易間仕切り、冷蔵庫、冷凍庫、看板、ネオンサイン、エアコン、その他
喫茶・飲食店	カウンター、室内装飾品、放送設備、カラオケ機器、ガスレンジ等の厨房設備、レジスター、冷蔵庫、テレビ、看板、ネオンサイン、エアコン、その他
工場・作業所	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、門、塀、溶接機、貯水設備、福利厚生設備、大型特殊自動車、看板、その他
建 設 業	大型特殊自動車、ブロックゲージ、トランスショッパー、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー、その他
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、ドライヤー、サインポール、レジスター、テレビ、エアコン、看板、ネオンサイン、その他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス、ミシン、看板、その他
病院・診療所	ベッド、手術台、各種医療用機器、給食用厨房、レジスター、看板、エアコン、その他
駐 車 場 業	受変電設備、屋外照明等の電気設備、舗装路面、門、塀、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、その他
不動産賃貸業 ビル・アパート	受変電設備、自家発電等の電気設備、屋外の給排水ガス設備、舗装路面、門、塀、庭園、植込み、看板、広告設備、通信放送機器、中央監視制御装置、集合郵便受、消化器、その他
パチンコ店	パチンコ台、パチスロ台、両替機、玉貸機、その他
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、芝刈機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、集球設備、駐車場設備、照明設備、レジスター、その他
カラオケ ボックス	カラオケセット、接客用家具、駐車場設備、照明設備、その他

\*上の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

## 5 取得価額

取得価額に消費税を含ませるか否かについては、所得税及び法人税における会計処理に合わせてください。したがって、消費税抜きで経理処理している場合には、消費税を含まない取得価額となり、消費税込みで経理処理している場合には、消費税を含めた取得価額となります。

## 6 固定資産税における償却資産の評価方法

資産の取得時期、取得価額及び耐用年数に基づいて評価額を算出します。

①前年中に取得のもの（取得年の初年度については、一率に半年償却を行います。）

$$\text{取得価額} \times \text{前年中取得の減価残存率} = \text{評価額}$$

②前年前に取得のもの

$$\text{前年度の評価額} \times \text{前年前取得の減価残存率} = \text{評価額}$$

以後、毎年この方法により計算し、取得価額の5%まで減価します。

### 【計算例】

例えば、取得価額1,000,000円、取得時期令和4年4月、耐用年数4年の資産の場合（次項の減価残存率表参照）

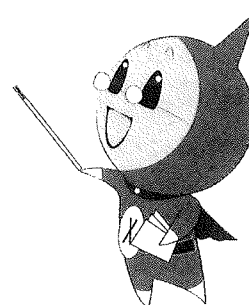
令和5年度	=	1,000,000円	×	0.781	=	781,000円
令和6年度	=	781,000円	×	0.562	=	438,922円
令和7年度	=	438,922円	×	0.562	=	246,674円
令和8年度	=	246,674円	×	0.562	=	138,630円
令和9年度	=	138,630円	×	0.562	=	77,910円
令和10年度	=	77,910円	×	0.562	≒	50,000円（計算値では43,785円）

\*令和10年度で算出額が取得価額の5%より小さくなりますので、以降評価額は50,000円となります。

### 【参考】

耐用年数については、総務省の法令データ提供システムから「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で検索できます。

<http://law.e-gov.go.jp/>



## 減価残存率表

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得	前年前取得		前年中取得	前年前取得		前年中取得	前年前取得
2	0.658	0.316	19	0.943	0.886	35	0.968	0.936
3	0.732	0.464	20	0.945	0.891	36	0.969	0.938
4	0.781	0.562	21	0.948	0.896	37	0.970	0.940
5	0.815	0.631	22	0.950	0.901	38	0.970	0.941
6	0.840	0.681	23	0.952	0.905	39	0.971	0.943
7	0.860	0.720	24	0.954	0.908	40	0.972	0.944
8	0.875	0.750	25	0.956	0.912	41	0.972	0.945
9	0.887	0.774	26	0.957	0.915	42	0.973	0.947
10	0.897	0.794	27	0.959	0.918	43	0.974	0.948
11	0.905	0.811	28	0.960	0.921	44	0.974	0.949
12	0.912	0.825	29	0.962	0.924	45	0.975	0.950
13	0.919	0.838	30	0.963	0.926	46	0.975	0.951
14	0.924	0.848	31	0.964	0.928	47	0.976	0.952
15	0.929	0.858	32	0.965	0.931	48	0.976	0.953
16	0.933	0.866	33	0.966	0.933	49	0.977	0.954
17	0.936	0.873	34	0.967	0.934	50	0.977	0.955
18	0.940	0.880						

## 7 納税義務者

令和5年1月1日(賦課期日)現在における償却資産の所有者をいいます。

## 8 課税標準額・免税点・税率

賦課期日現在における大東市内に所在する全資産の決定価格の合計額が、償却資産の課税標準額となります。ただし、課税標準の特例の規定が適用される資産がある場合は、この合計額から特例減少額を差し引いたものが償却資産の課税標準額となります。

この課税標準額が150万円に満たない場合は課税されませんが、価格等の決定は市長が行いますので、資産の多少にかかわらず、必ず申告してください。

固定資産税の税率は、14/100です。

## 9 課税標準の特例

地方税法第349条の3または同法附則第15条の規定により、機械設備等で一定の要件を備える償却資産については課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。特例該当資産をお持ちの方は、「種類別明細書(増加資産・全資産用)」の摘要欄にその適用条項を記載してください。また、課税標準の特例の適用を受けることができることを証明できる書類を添付してください。詳細については、課税課にお問合わせください。



## 10 納期

年税額は、5月、7月、9月、12月の4回に分けて納付していただくことになります。

## 11 建築設備の家屋と償却資産との区分について

事業の用に供する自己の家屋に施した建築設備のうち、家屋の所有者が所有するもので、家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって効用を発揮し、家屋自体の効用を高めるものについては、家屋として取扱いますが、それ以外については償却資産として扱われます。

\*「建物附属設備」として計上されている資産であっても償却資産として扱うものがあります。

### 〔償却資産として扱う建築設備〕

- 1 構造的に簡単に取り外しができ、別の場所に自在に移動できるもの  
(例) ローパーテーション (簡易な間仕切り)
- 2 独立した機械としての性格の強いもの  
(例) 受変電設備、自家発電機設備、蓄電池設備
- 3 特定の生産又は業務の用に供されるもの  
(例) 工場における動力源である電気設備
- 4 顧客に対するサービス設備としての性格の強いもの  
(例) ホテル・飲食業・病院等における厨房設備

## 12 賃借人が施行した内装等について

賃貸ビル等を借り受けて事業をされている方が、ご自分の費用で内装や電気・ガスその他の設備を施工されている場合、それらの資産については、賃借人の償却資産として申告していただくことになります。(地方税法第343条第10項、市税条例第54条第8項)

具体的には次のようなものがあります。

- 1 内装…天井・床・内部・外部仕上げ、建具、間仕切り、その他工事
- 2 附帯設備…電気・ガス・給排水・衛生・空調・運搬設備・その他設備

## 13 申告書の書き方がわからない場合

申告書の書き方がわからない場合は、課税課へお早めにご相談ください。なお、次のような書類をお持ちいただければ、その場で申告を済ませることができます。

◎お持ちいただく書類

・法人の場合

固定資産台帳・法人税確定申告書（別表 16）・その他減価償却資産の明細のわかる書類

・個人の場合

固定資産台帳・所得税青色申告決算書・その他減価償却資産の明細のわかる書類

## 14 不申告又は虚偽の申告

正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第 386 条の規定により過料が科せられます。また、虚偽の申告をされますと、地方税法第 385 条の規定により罰金等が科せられることになります。

## 15 実地調査等のご協力のお願い

大東市では、償却資産の実地調査等を行っております。

地方税法第 353 条及び第 408 条の規定に基づき、職員が償却資産についての実地調査等で伺った際には、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 16 その他

申告もれ等の資産があった場合は、申告された年度だけではなく、資産の取得年次に応じて遡及して課税することになりますので、あらかじめご承知おきください。

電子申告もご利用いただけます



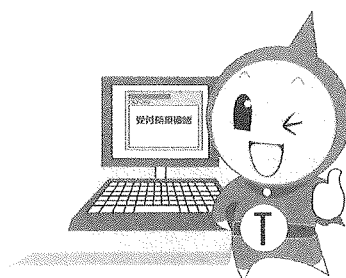
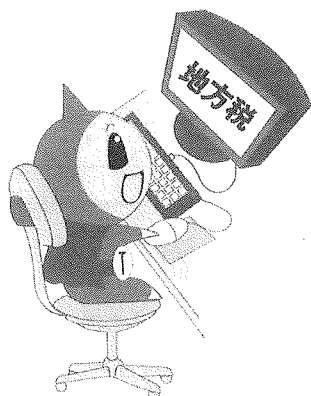
固定資産税（償却資産）の申告について、「eLTAX」（エルタックス）を利用して、インターネットによる電子申告ができます。「eLTAX」とは、地方税に関する申請、届出及び申告の手続きを、インターネットを利用して行うシステムです。申告にあたっては、事前に利用届出が必要となりますので、詳しくは「eLTAX」ホームページ（<http://www.eltax.jp/>）をご覧ください。



## 国税と固定資産税における取扱いの相違点

項 目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の基準日	事業年度	賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	建物以外の一般の資産は、 定率法・定額法を選択制度	一般の資産は、定率法を適用 （固定資産評価基準別表第15 に定められた減価率を用いる）  ※法人税法等の旧定率法で用 いる減価率と同様
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮記帳の制度	認められます	認められません
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められます	認められません
増加償却 （所得税・法人税）	認められます	認められます
評価額の最低限度 （償却可能限度額）	備忘価額（1円）まで	取得価額の100分の5
改良費（資本的支出）	原則区分、一部合算も可	区分評価

〔注〕固定資産税の取扱いでは圧縮記帳の制度は認められておりませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮をしたものについては、申告書作成の際、圧縮前の取得価額を記入してください。



# ☆償却資産申告書の書き方(例)

お願い：資産の増減がなかった場合でも各項目を記入の上、提出してください。  
※印のある欄は記入しないでください。

令和5年1月16日 大東市長 ありて

住所 574-8555 だいとうしちながわ 大東市谷川1丁目1番1号 (電話 072-872-2181)

2 氏名 だいとうしちながわ 大東 太郎 代表取締役 大東 太郎 (屋号)

令和5年度 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

3 個人番号又は法人番号 01123456789012

4 事業種目 金属製品加工業 (資本等の金額) (40百万円)

5 事業開始年月 昭和59年4月

6 この申告に必要とするもの 経理課 (電話072-872-2181)

7 税理士等の氏名 山口 (電話072-872-2181)

資産の種類	取得		減		課税標準額(ト)
	前年中に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	
1 構築物	1,000,000		3,500,000	4,500,000	
2 機械及び装置	30,000,000	500,000	11,000,000	40,500,000	
3 船舶					
4 航空機					
5 車両及び運搬具			1,200,000	1,200,000	
6 工具、器具及び備品	3,000,000	700,000	800,000	3,100,000	
7 合計	34,000,000	1,200,000	16,500,000	49,300,000	

- 法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により、国税局長の承認を受け、耐用資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。
- 法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。
- 非課税に該当する資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。なお、非課税に該当する資産はこの申告には含めないでください。
- 課税標準の特例に該当する資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。
- 租税特別措置法の規定による特別償却及び法人税法・所得税法の規定による圧縮記帳の有無について、該当する方を○で囲んでください。なお、償却資産の評価において、特別償却及び圧縮記帳は認められません。

忘れずご記入ください。

個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は設立年月を記入してください。

☐電話番号を必ずご記入ください。

15 大東市内における事業所等 ① 大東市谷川1丁目1番1号 ②

16 借入資産 貸主の名稱等 (有) (無) \*\*リース株式会社

17 事業所用家屋の所有区分 (有) (無) 自己所有・借家

18 増減資産なし 異動事項 (高野町名で囲んでください) 休業・閉鎖・解散・廃業・市外転出・名称変更・法人成

19 該当資産なし (新設法人名: )

21 備考

- 住所(又は納税通知書送達先)・氏名を承認の上、ふりがなを付けて押印してください。なお、法人の場合はその名称を承認の上、代表者及び代表者印を押印してください。
- (イ) 欄は、前年前に取得した資産の合計額をそれぞれ資産の種類別に記入してください。なお、前年度までに申告された方につきましては、取得価額を印字していただきます。
- (ロ) 欄は、前年中に減少した資産の合計額をそれぞれ資産の種類別に記入してください。
- (ハ) 欄は、前年中に取得した資産の合計額をそれぞれ資産の種類別に記入してください。

☐記入する必要があるありません。ただし、企業電算処理方式により全資産申告書を行う場合は、記入が必要です。

# ☆ 種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方（例）

お願い：この明細書は、令和4年1月2日から令和5年1月1日までの増加資産（令和4年1月1日以前に取得した申告もれ等の資産を含む。）、又は、新たに全ての資産を申告されるときに使用してください。

申告の年度「5」を記入してください。		令和5年度					所有者コード		所有者名		大東市		氏名又は名称を記入してください。			
行番	資産の種類	1	2	3	4	5	6	7	1	2	1	2	1	2		
1. 構築物 2. 機械及び装置 3. 船舶 4. 航空機 5. 車両及び運搬具 6. 工具、器具及び備品 以上の資産の種類ごとの1～6の数字を記入してください。		資産の名称等 (20字以内)		取得年月 年 月		取得価額		耐用年数		減価残存率		課税標準額		備考		
01	1	アスファルト舗装		15	04	5	30000000	10	0	0	0	0	0	0	1	敷のり
02	1	プロック塀		15	04	10	5000000	15	0	0	0	0	0	0	1	敷のり
03	2	プレス機		15	04	5	10000000	10	0	0	0	0	0	0	1	敷のり
04	2	NC旋盤		15	04	10	10000000	10	0	0	0	0	0	0	1	敷のり
05	5	フォークリフト		15	03	7	12000000	4	0	0	0	0	0	0	1	他市からの受け入れ
06	6	クレーン		15	03	5	8000000	6	0	0	0	0	0	0	1	申告もれ
07																
08																
09																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
				小計	6		16500000	0	0	0	0	0	0	0		

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他の他のいずれかに「印」を付けてください。

令和4年1月1日以前に取得した申告もれ等の資産で、耐用年数省令の改正（平成20年度）により、耐用年数の変更がある資産は摘要欄に次のように記入してください。（例：「申告もれ、耐用年数省令の改正、旧耐用年数〇年」）

課税標準の特例に該当する資産である場合は、その適用条件を記入してください。

「減価残存率」「価額」「課税標準の特例」「課税標準額」欄については、記入する必要はありません。ただし、企業電算処理方式により全資産申告を行う場合は、記入が必要です。

